現場技術業務積算基準【土木工事(港湾空港関係を除く)】 新旧対照表

新(改定後)

現場技術業務積算基準

【土木工事(港湾空港関係を除く)】

令和6-5年2月改定

1. 適用範囲

2. 業務委託料

3. 業務委託料の積算

4.業務内容

5. 標準歩掛

標準歩掛は以下のとおりとする。 (1) 打合せ

(2) 工事監督支援業務

1)業務計画

				1 未1カコルツ
作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人日	1.4	技師	現場技術員の歩掛は、基準日額の計算に含む。
			(A)	

2) 工事管理

1工事当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人	0.4	技師	工事書類、関係資料の確認を対象とする。
			(A)	

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

① (現場技術員の技術者区分が現場技術員(I)の場合)

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮·監督業務	人	1.1	技師	想定される現場技術員が2人以下の場合は、
			(A)	0. 5を乗じる。
現場技術員	式	1.0	技師	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するも
(I)			(C)	のとする。なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

② (現場技術員の技術者区分が現場技術員 (Ⅱ) の場合)

1日45-10

				エカコルツ
作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人	1.1	技師	想定される現場技術員が2人以下の場合は、
			(A)	0. 5を乗じる。
現場技術員	式	1.0	技術員	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するも
(II)				のとする。なお、人件費の計算は次式による。
市埣紅弗	7	1.0		

直接経費 式 1.0 (注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

- 現場技術員については、以下の通りとする。 ・現場技術員(式/月) = 基準日額×必要人数×18.0日/月+超過業務標準相当額 ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。 ・月当り業務日数は、18.0日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮する でもができる。
- ことができる。 ・超過業務博準相当額は、業務内容及び業務期間に応じて関係法令を遵守し計上できる。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。 超過時間あたり標準単価 = 基準日額 imes imes

旧(改定前)

現場技術業務積算基準

【土木工事(港湾空港関係を除く)】

令和5年2月改定

1. 適用範囲

2. 業務委託料

3. 業務委託料の積算

4.業務内容

5. 標準歩掛 標準歩掛は以下のとおりとする。 (1) 打合せ

(2) 工事監督支援業務

1)業務計画

1 業務当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
業務計画	人日	1.4	技師	現場技術員の歩掛は、基準日額の計算に含む。
			(A)	

2) 工事管理

1工事当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
工事管理	人	0.4	技師	工事書類、関係資料の確認を対象とする。
			(A)	

※管理技術者を対象とする。

3) 工事監督支援

① (現場技術員の技術者区分が現場技術員 (I) の場合)

1月当たり

作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人	1.1	技師	想定される現場技術員が2人以下の場合は、
			(A)	0. 5を乗じる。
現場技術員	式	1.0	技師	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するも
(I)			(C)	のとする。なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	式	1.0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

② (現場技術員の技術者区分が現場技術員 (Ⅱ) の場合)

				1月当にり
作業区分	単位	数量	職階	備考
指揮・監督業務	人	1. 1	技師	想定される現場技術員が2人以下の場合は、
			(A)	0. 5を乗じる。
現場技術員	式	1.0	技術員	業務内容が標準的でない場合は別途考慮するも
(II)				のとする。なお、人件費の計算は次式による。
直接経費	走	1. 0		

(注) 指揮・監督業務については管理技術者を対象とする。

現場技術員については、以下の通りとする。 ・現場技術員(式/月) = 基準日額×必要人数×18.0日/月+超過業務標準相当額 ・必要人数は、業務対象工事量を考慮し決定するものとする。

・超過業務標準相当額は、業務内容及び業務期間に応じて関係法令を遵守し計上できる。なお、超過業務時間あたり単価は次式による。 超過時間あたり標準単価 = 基準日額 \times 1 /8 \times A \times B ただしA、Bは以下の通りとする。 A =125/100 B =割増対象賃金比